

社会福祉法人
鶴ヶ島市社会福祉協議会職員
(専任手話通訳者)

採 用 試 験 案 内
(令和8年4月1日採用)

試 験 日 令和7年11月24日(月・祝日)

午前 10:00～終了まで

(午前9:30～受付開始)

1 採用職員

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会職員

正規職員

1 名

2 募集対象事業、受験資格、採用予定人数

(1) 受験における要件を満たす人

募集対象職種	受験資格	採用人員
社会福祉協議会 正規職員 (手話通訳)	・年齢は不問とする(60歳定年の為、59歳までが望ましい) ・手話通訳技能の認定に関する試験の合格者(手話通訳士)または埼玉県手話通訳者試験の合格者及びそれらと同等の技能を有すると認められる者 ※高校卒以上	1 名

(2) 鶴ヶ島市登録手話通訳者の資格を有していない者に関しては、別途鶴ヶ島市手話通訳者の登録が必要です。

(3) 次に該当する人は受験できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 採用予定日

- ・令和8年4月1日

4 勤務場所

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会

(鶴ヶ島市大字三ツ木16-1 鶴ヶ島市役所内)

5 試験の方法・日時・会場・合格発表

(1) 応募書類による選考後、受験票を送付いたします。

(2) 以下に掲げる試験による選考

試験科目	試験内容	日時・会場	合格者の発表
作文試験	職員として必要な作文能力について試験を行います。	作文試験 令和7年11月24日(月・祝) 午前 9時30分 受付開始 午前10時00分 試験開始	試験終了後10日以内に合否通知する予定。
面接試験	職員に必要な資質を確認するため面接試験を行います。	面接試験 令和7年11月29日(土)予定 会場：鶴ヶ島市社会福祉協議会 (鶴ヶ島市役所6階)	

6 受験申込手続

応募書類は、電話連絡のうえ社会福祉協議会事務局まで取りに来てください。

持参または郵送により、下記の必要書類を提出してください。

応募書類	1 鶴ヶ島市社会福祉協議会採用試験申込書 2 誓約書 3 鶴ヶ島市社会福祉協議会を志望する動機(任意様式で200字～400字程度) 4 卒業証明書(卒業証書コピー可、在学生は卒業見込証明書) 5 資格を有する場合は、それを証明するもの(写し可)
受付期限	【必着】 令和7年11月19日(水) 17時 上記、4・5書類は作文試験当日持参可
提出場所	【持参】 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会 鶴ヶ島市役所6階(※土・日曜日・祝日は受付できません) 【郵送】 〒350-2217 鶴ヶ島市大字三ツ木16-1 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会 採用担当宛

7 勤務条件等

給与、勤務時間等は、鶴ヶ島市社会福祉協議会の諸規程によります。

(1) 給与（参考）

区 分	初 任 給
大学卒	248,160円
短大卒	234,960円
高校卒	221,100円

初任給には地域手当10%を含みます。

このほか、支給要件に応じて、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

※給与改定により、支給額等が変わる場合があります。

※年齢や経験により給与額が変わります。

(2) 勤務時間

原則として、週5日勤務（月～金曜日）

午前8時30分 ～ 午後5時15分

(3) 休暇等

年次有給休暇は1年度に20日あります（採用された年は10日）

このほか、病気休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引等）、育児休業制度などがあります。

8 試験の問合せ先

社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

〒350-2217

埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1（市役所6階）

電 話 049-271-6011

FAX 049-287-0557

電子メールアドレス honbu@tsurusha.or.jp

